

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

☆控除の対象となる保険料

- 令和2年1月～令和2年12月までに納めた保険料の全額
- ・令和2年に納めた過去の年度分、追納された保険料

（令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類が必要となります。）

☆控除証明書（日本年金機構から送付されます）

- ・11月上旬に送付されています（令和2年1月1日～令和2年9月30日までの間に納付）
- ・2月上旬に送付予定（令和2年10月1日～令和2年12月31日までの間に納付）

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう！

☎新庄年金事務所 ☎0233-22-2050
市民税務課 市民年金係【内線131～135】

1月は『国民健康保険税（7期）、介護保険料（7期）、後期高齢者医療保険料（7期）』の納期です。《納期限2月1日》

消防署からのお知らせ

応急手当の知識と技術を身につけておきましょう

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、各種救命講習会を見合わせております。市ホームページにて心肺蘇生・AED講習などの応急手当講習を動画配信しておりますので、そちらをご参考いただきますようお願いいたします。

一般市民向け
応急手当WEB講習

- 応急手当を学びましょう
- 応急手当とは
- 心肺蘇生 一連の流れ
- 操作方法

消防庁



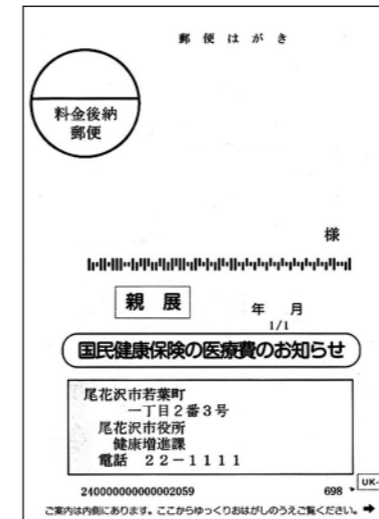
▲市ホームページに動画を掲載中です

☎尾花沢市消防本部 救急係 ☎(22)1131

国民健康保険の医療費のお知らせをお届けしています

自分の医療費を確認しましょう！

2カ月に1度、「医療費の10割分」を医療機関別に明記し、国保加入世帯に送付しています。手元に届いたら、自分の受診状況や、身に覚えのない受診が無いかなどを確認してください。



- ・ハガキで送付されます。
- ・確定申告には使用できません。

医療費のお知らせ(年間分)について

前年11月から10月までの1年間に国民健康保険で受診した、「医療費の10割分」と「自己負担した額」を世帯ごとに明記し、送付します。送付は、令和3年1月下旬を予定しています。



- ・封筒で送付されます。
- ・確定申告の際にも使用できます。

確定申告への活用

確定申告の際、医療費のお知らせ(年間分)を医療費控除の明細書に添付することにより、明細の記入を省略できます。医療費控除の対象期間は令和2年1月から12月までとなっておりますので、令和2年11月・12月の受診分については、領収書をご確認のうえ、医療費控除の明細書に記入して提出してください。

医療費を削減するには…

健康診断を受けましょう

定期的に健康診断を受け、病気の予防と早期発見を心がけましょう。

かかりつけ医を持ちましょう

信頼できるかかりつけの医師を持ち、重症化する前に相談しましょう。

重複受診は避けましょう

重複受診とは、同じ病気で複数の医療機関を受診することをいい、投薬等の治療の重複により、体に悪影響を与える可能性があります。また、診療・検査も重複するため、不要な医療費がかかります。薬の重複や飲み合わせを確認できる「お薬手帳」を活用しましょう。

後発医薬品を活用しましょう

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、新薬と同等の効き目や安全性を保ちながら、新薬と比べて低価格になる医薬品です。利用については、医師や薬剤師に相談してみましょう。

医療費は、みなさんが医療機関の窓口で自己負担した額以外に、みなさんから納めていただいた国民健康保険税などによりまかなわれています。

医療費が増え続けると、保険税の引き上げにもつながりますので、今後とも医療費の削減にご協力ををお願いします。

☎健康増進課 国保医療係【内線624、625】